

環境配慮指針適合表	ア 緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど、道路の緑化に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	のり面や余裕地の緑化(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) その他		個別配慮事項番号	快					

【基本的事項】

緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど、道路の緑化を行い、快適な空間の創造に努める。

のり面や余裕地の緑化

のり面や余裕地については、「広島県公共事業等景観形成指針」に基づき、沿道の緑化に努める。

沿道の緑化は、周辺環境（景観）との調和、大気の浄化、騒音の緩和を図ることとなり、快適な生活空間を創造することができる。

のり面ののり肩、のり尻には高木（ある程度の樹高・幹周りを持つもの）を植栽し、地表面に届く光を遮れば、雑草を抑制できるとともに、鳥を介した実生樹木の発生も期待できる。

【のり面の緑化】



（広島県沼隈郡沼隈町 県道下山南福山線）

その他

道路の断面全体のバランスを踏まえ、景観的配慮を行うよう努める。

配慮技術

環境配慮指針適合表	イ 擁壁は、地場産素材、天然素材の利用や植栽に努めるなど、周辺景観との調和を図る。(道路) 地場産素材、天然素材の利用や植栽に努め、周辺景観との調和を図る。(港湾、河川、砂防、農業、公園、建築)	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	地域性のある素材や天然素材の活用(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) 擁壁の植栽 在来樹種による植栽 その他	個別配慮事項番号	快	快	快	快	快	快	快

【基本的事項】

擁壁は、周辺の建物や構造物と類似した地場産素材、天然素材等の利用及び周辺植生と類似した樹種による植栽に努めるなど、周辺景観との調和を図る。

地域性のある素材や天然素材の活用

擁壁等のコンクリート構造物は、周辺景観に与える影響が大きいことから、地場産素材、天然素材の利用や植栽に努めるなど、周辺景観との調和を図る。

擁壁の植栽

擁壁（壁面）を緑化することにより、周辺景観との調和、ヒートアイランド現象の緩和、照り返し防止、大気浄化等を図る。

【壁面緑化の手法と特徴】

手 法		特 徴
壁面登はん型	自立登はんタイプ	・ ナツツタやキヅタなどの付着根を持つツル植物による、安価でメンテナンスの容易な緑化。 ・ 被覆に時間がかかる。ガラスや金属面には登はんしない。
	補助材使用登はんタイプ	・ 登はんのための補助資材を取り付け、登はんする各種のツル植物による緑化。 ・ 補助材のコストアップ、補助材使用場所と取り付け方法に注意する。
壁面下垂型	自立下垂タイプ	・ 壁面上部または途中に植栽基盤を設け、ヘデラ類などによるメンテナンスの容易な緑化。 ・ 風に対して不安定。被覆に時間がかかる。
	補助材使用下垂タイプ	・ 下垂のための補助資材を取付けた安定性の高い緑化。 ・ 補助材のコストアップ、補助材使用場所と取付け方法、荷重に注意する。
壁面前植栽型	緑化コンテナ設置タイプ	・ バルコニーなどに緑化コンテナを設置し、各種樹木の使用が可能なバルコニー緑化併用型の緑化。 ・ 緑化場所が限定される。
	植栽基盤取り付けタイプ	・ 育成養生してある植栽基盤付き壁面緑化植物を、壁面に取り付けて緑化。早期緑化が可能で壁面緑化効果効用が高い。 ・ 高価、自動灌水装置が必要で維持管理費がかかる。取付け方法、荷重に注意する。

(参考：新・緑空間デザイン技術マニュアル 誠文堂新光社 1996)

在来樹種による植栽

視覚的な調和、環境への適応、地域の生態系への影響などを考慮し、できるだけ在来樹種による植栽を行う。
在来樹種を植栽する場合には、他地域に由来する個体が交雑することによって、植栽する地域に生育する個体の遺伝的に固有な特徴を損なうおそれがあるので、植栽しようとする個体がどの地域のものか注意する必要がある。(参考：日本緑化学会「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」 <http://www.soc.nii.ac.jp/jsrt/>)

配慮技術

環境配慮指針適合表	ウ 橋脚等の色彩は、周辺環境との調和を考慮するなど、良好な道路景観の創出に努める。(道路) 防波堤、岸壁、堤防などの構造、形態、意匠及び素材等については、周辺景観との調和に努める。(港湾) 倉庫、上屋などの建築物・工作物については、その個性や、風情の活用、周辺景観との調和を考慮し、良好な景観の創出に努める。(港湾)	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	構造、形態、色彩等は、周辺の景観との調和や地域特性に配慮(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) その他	個別配慮事項番号	快	快 快					

【基本的事項】

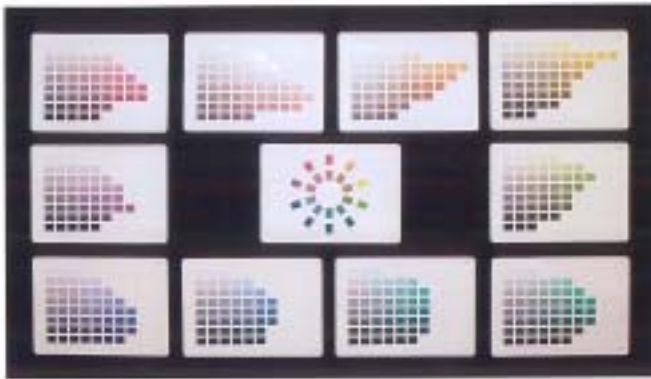
倉庫、上屋などの建築物や橋脚、防波堤、岸壁、堤防などの工作物については、その個性や風情を生かしながら、構造・形態、意匠、素材、色彩等は周辺環境と調和させ、良好な景観の創出に努める。

構造、形態、色彩等は、周辺の景観との調和や地域特性に配慮

建築物の構造や形態、材料、色彩などは周辺環境との調和に努める。

市町村が発行した市町村史、郷土史などを参考にして、地域で構造物の配置や、形態、色彩などが定まった理由を調べて、地域特性への配慮に努める。

【JIS 標準色票】



- ・色彩調査には色彩を数値化し記録することができる色票が利用できる。
- ・色票は測色する対象物に近接させて人間の目で対象物が色票のどの色に近いかが判断し、数字で記録する。
- ・JISにはマンセル表色系が採用されている。
- ・マンセル記号は、色相・明度/彩度の順に書き表される。

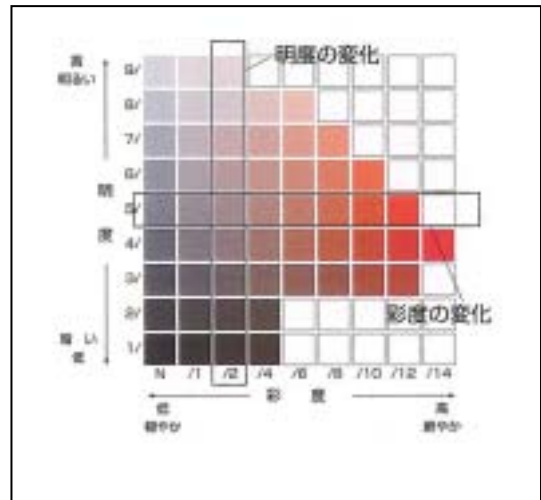
例：5 R 5 / 2
色相 明度 彩度

配慮技術

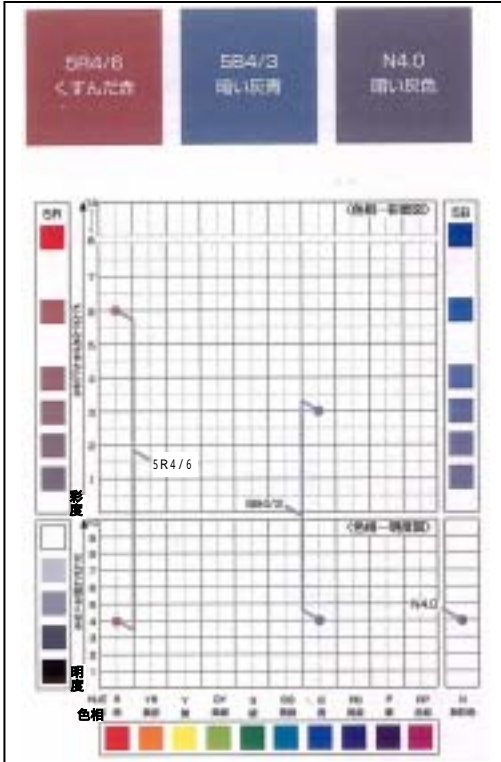
【マンセルカラーシステム 色相】



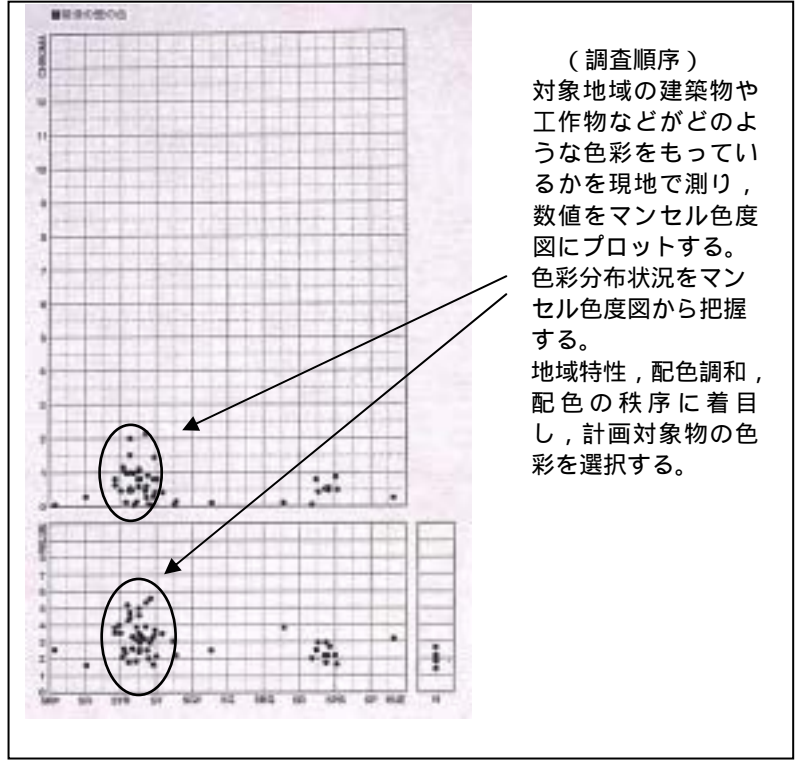
【マンセルカラーシステム 明度と彩度】



【マンセル色度図(マンセル記号をプロットした例)】



【マンセル色度図を用いた対象地域の色彩調査例】



(出典：環境・景観デザイン百科 彰国社 2002)

街において建築外装が作り出す色彩の調和の考え方にに基づき、構造、形態、色彩等の検討を行う。

類似色調和型：基調色が同じような近似の色でそろっているもの

色相調和型：類似色調和型より、使われる色彩の幅が広く、明度や彩度には自由があるが、色相が限定されているもの

トーン調和型：いろいろな色相の色を用いるが、それらの色の明度・彩度がそろっているもの

【類似色調和型】



【色相調和型】



【トーン調和型】



(出典：環境・景観デザイン百科 彰国社 2002)

環境配慮指針適合表	工 緑豊かな(水辺)空間の維持・形成に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	緑地の整備や余裕地の緑化(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) ポケットパークの設置 その他	個別配慮 事項番号		快			快		快

【基本的事項】

事業によって整備される主要な建物, 構造物周辺の緑化を推進し, やすらぎ空間を創出するなど, 緑豊かな空間の維持・形成に努める。

緑地の整備や余裕地の緑化

「広島県公共事業等景観形成指針」に基づき, 緑地の整備や余裕地の緑化に努める。

海岸の砂地や崖地は特有の植物が生育しやすく, 特性に応じた在来樹種等による緑化が必要である。

< 植物の生息における海岸環境の特徴 >

- ・海水のしぶきが当たる
- ・直射光と風により乾燥しやすい
- ・土壌の発達が悪いため, 土壌の水分が欠乏しやすい。貧栄養。

【海岸に成立する樹林と代表的な植物】

場 所	樹林の種類	代表的な植物
砂浜	クロマツ林	[樹木]クロマツ
崖地	ウバメガシ - トベラ群落	[樹木]ウバメガシ, トベラ, シャリンバイ, ヤブツバキ, ヤブニッケイ, クロマツ [草本]ツワブキ [シダ]ノキシノブ, オニヤブソテツ, ヒトツバ
	トベラ - マサキ群落	[樹木]トベラ, マサキ, ヤブツバキ, シャリンバイ, ヒメユズリハ, ヤブニッケイ [草本]ツワブキ [シダ]オニヤブソテツ

(参考: 日本植物群落図説 至文堂 1990)

ポケットパーク の設置

公共施設等を建設する場合には, 余裕地を利用して緑化したポケットパークを設置し, やすらぎの空間の創出に努める。

ポケットパーク
ポケットパーク(ベストポケットパークともいう)とは, 都市の小公園のことで, チョッキのポケットのように小さな公園という意味からきている。

環境配慮指針適合表	オ 親水性護岸, 景観保全護岸等について検討する。(港湾) 人がふれあえる水辺環境の創造に努める。(河川, 砂防) のり面, 水際等については, 親水性や景観の保全に努める。(農業, 公園)	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	水辺の散策路や親水公園の整備 親水性護岸, 景観保全護岸の設置 河岸緑地の整備 のり面や余裕地の緑化(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) その他	個別配慮 事項番号		快	快	快	快	快	

【基本的事項】

水辺環境の整備にあたっては, 人が自然とふれあえるよう親水性を高める。また, のり面, 水際等は緑化を行う等, 周辺景観との調和を図る必要がある。

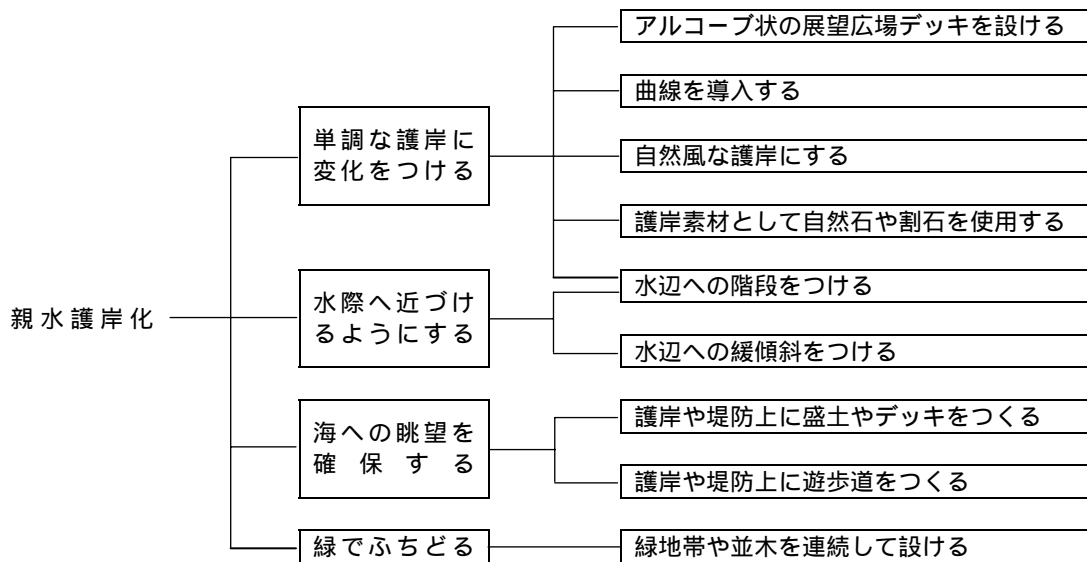
水辺の散策路や親水公園の整備

人びとが水辺を日常的に利用し, 自然とふれあえるよう水辺の散策路や親水公園を整備する。

親水性護岸, 景観保全護岸の設置

人びとが水辺に近づきやすい形状の護岸を設ける。

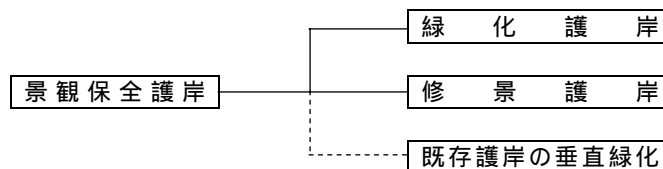
【親水・護岸化の手法】



(出典: 水辺の計画と設計 鹿島出版会 1985)

緑化等により, 景観に配慮した護岸の設置に努める。

【景観保全護岸の種類】



(出典: 水辺の計画と設計 鹿島出版会 1985)

河岸緑地の整備

河岸にはレクリエーション等において人びとの憩いの場所となる緑地を整備する。

のり面や余裕地の緑化

工事に伴って発生するのり面や余裕地は, 景観保全の観点から放置せず緑化を図る。

環境配慮指針適合表	カ 良好な景観を形成している樹木などの存置や移植、現存植生や季節感を考慮した植栽により、積極的な緑の保全と緑化に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	既存植生の保全・活用、在来樹種による植栽、花きや実のなる樹木による四季感の創出など(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) その他	個別配慮事項番号		快	快	快	快	快	

【基本的事項】

良好な景観を形成している樹木などの存置や移植、現存植生や季節感を考慮した植栽により、積極的な緑の保全と緑化に努める。移植や植栽は、樹木などの性質を十分に把握し、検討することが必要である。

既存植生の保全・活用、在来樹種による植栽、花きや実のなる樹木による四季感の創出など

事業計画地に保存したい樹木、活用したい樹木がある場合、移植を行う。

移植には事前に根回しを行い移植する方法と、根回しを行わず、専用の重機で掘り上げて運び、移植する方法がある。

【移植の適期】

針葉樹	・3月～4月上旬、または、9月下旬～10月が適する。
常緑広葉樹	・3月～4月、または、9月～10月が適する。冬季は適さない。 ・できるだけ蒸散抑制のための強剪定はせず、枝透かし程度とし、すみやかに光合成が行えるようにする。
落葉広葉樹	・3月頃で芽が出る前か、11月～12月頃で落葉後が適する。 ・夏場に移植しなければならない場合には、蒸散抑制のため葉を手でしごいて落としたり、蒸散抑制剤を葉に散布するなどの措置が必要。

(出典：「環境・景観デザイン百科 彰国社 2002」を、著者の指摘により修正)

造園材料として使われる樹木のほとんどが移植可能であるが、移植の困難なものは次のとおりである。

【移植の難しい樹木】

高中木類	(針葉樹)アカマツ、イチイ、カラマツ、クロマツ、スギ、ダイオウショウ、トウヒ、ヒノキ (広葉樹)オガタマノキ、カキノキ、クヌギ、クリ、クルミ類、ゲッケイジュ、サクラ類、シラカバ、タイサンボク、ネムノキ、ユーカリノキ等
低木類	キョウチクトウ、シャクナゲ、ジンチョウゲ、チャ、ピラカンサス等
その他	フジ等

(出典：環境・景観デザイン百科 彰国社 2002)

生態系の保全を考え、樹木とともに表土や下草なども移植するよう努める。

四季を彩る花木・つる植物として、下表のような種が挙げられる。

地域により気候が異なるため、下表がすべて当てはまるとは限らないことに注意する。

【四季を彩る花木・つる植物】

月	高中木類	低木類	つる植物
1	タチカンツバキ	カンツバキ、ロウバイ	
2	マンサク		
3	ウメ、サンシュユ、モモ、コブシ、ハクモクレン	ジンチョウゲ、ボケ	
4	ツバキ、サクラ類、シモクレン、ハナズオウ、トサミズキ、ハナミズキ、カイドウ、ライラック	アセビ、ツツジ類、シャクナゲ、ヒュウガミズキ、レンギョウ、ユキヤナギ、ニワウメ、ユスラウメ、ヤマブキ、ドウダンツツジ	フジ
5	ヤマボウシ	サツキ、レンゲツツジ、ミツバツツジ、エニシダ、ボタン、コデマリ	ツルバラ、モッコウバラ、ピンカ・マジョール
6	タイサンボク、エゴノキ	ハクチョウゲ、ハマナス、アジサイ、ウツギ類、ビョウヤナギ、ヒペリカム類	
7	アメリカデイコ、ザクロ、ネムノキ、ナツツバキ	クチナシ、コクチナシ、シモツケ	ツキヌキニンドウ
8	サルスベリ、ムクゲ	アペリア	ツキヌキニンドウ、ノウゼンカズラ
9	サルスベリ	アペリア、フヨウ、ヤマハギ	
10	キンモクセイ		ツルバラ
11	サザンカ		
12	サザンカ、タチカンツバキ	カンツバキ	

(出典：環境・景観デザイン百科 彰国社 2002)

配慮技術

環境配慮指針適合表	キ 動植物の生息・生育場である多様な水際線, 低水路, 河床等の維持・創造に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	蛇行, 瀬, 淵, ワンドの保全と創出 自然石を使用した2面式護岸の整備 その他	個別配慮事項番号			快	快			

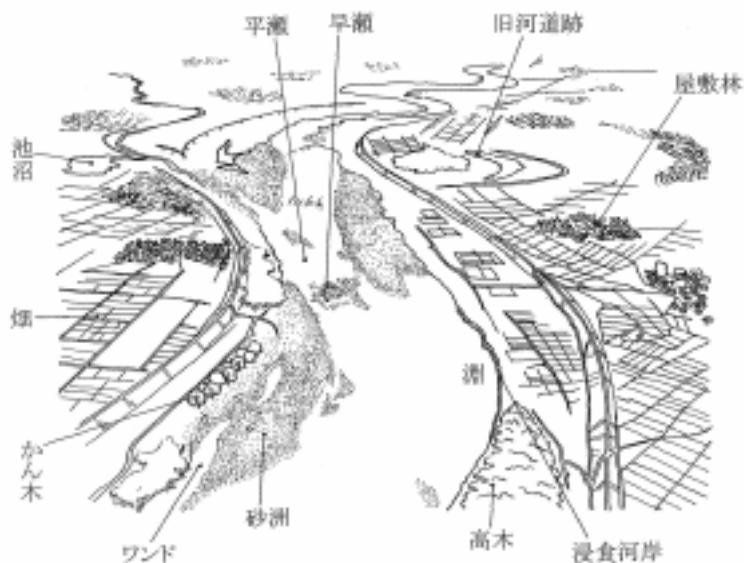
【基本的事項】

河川における多様な水際線, 低水路, 河床等は, それぞれ動植物の生息・生育場となっていることから, それらの維持・創造に努める。

蛇行, 瀬, 淵, ワンドの保全と創出

河道は直線化せず, もとの蛇行とそれに伴う瀬, 淵, 平瀬の構造をできるだけ確保した構造とする。(P.119 参照)

【河川環境】



(出典: 河川環境の保全と復元 鹿島出版会 2000)

自然石を使用した2面式護岸の整備

河川改修を行う際には, 景観に配慮しできるだけ自然石を使用する。(P.120 参照)

配慮技術

環境配慮指針適合表	ク 屋敷林, 鎮守の森, 里山などの保全に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	屋敷林, 鎮守の森, 里山などの改変等を抑制した計画の検討 その他		個別配慮 事項番号					快	

【基本的事項】

ほ場整備等にあたって、屋敷林、鎮守の森、里山などの、人々に安らぎを与え野生生物の生息する貴重な空間は、可能な限り保存・保全する。

屋敷林¹、鎮守の森²、里山などの改変等を抑制した計画の検討

屋敷林、鎮守の森は周辺の森林から孤立し小面積で残存しており、特有な生態系があるため、わずかな改変でも影響を受ける可能性が高いことから、改変しないことが望ましい。

【鎮守の森(社寺林)の例】



(広島市安芸区)

1 屋敷林

農家等の屋敷のまわりを囲む樹林を屋敷林という。屋敷林は防風、防火、防塵、防雪、防霧などの機能を担っていることが多い。

2 鎮守の森(社寺林)

神社や寺院境内に存在する森林を社寺林といい、俗に鎮守の森とも言う。宗教的な理由から人手が加わらず、比較的自然性の高い樹林が残存している場合が多い。

配慮技術

環境配慮指針適合表	ケ 防災性も踏まえたオープンスペースの確保を検討する。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	芝生広場, 運動広場の整備 その他		個別配慮 事項番号						快

【基本的事項】

工事計画に当たっては、防災性も踏まえたオープンスペース の確保を検討する。

芝生広場, 運動広場の整備

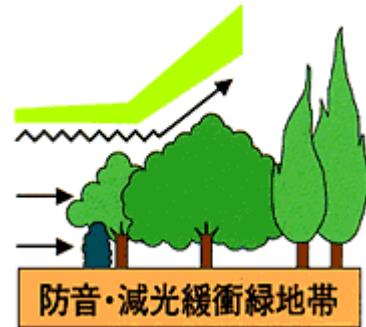
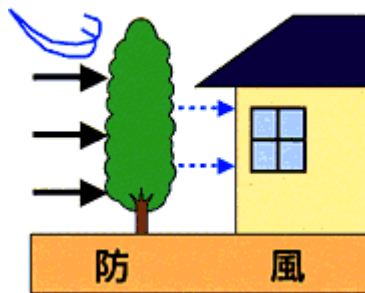
公園整備に当たっては、災害防止、災害時の避難場所・避難経路として活用できる空間として芝生広場, 運動公園を可能な限り確保する。

その他

都市公園の防災機能としては次のような点が考えられる。

- 災害時の避難地・避難路
- 延焼防止
- 災害応急対策の拠点

【都市公園の役割(都市防災)】



(出典：広島県ホームページ)

配慮技術

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりであって、植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるものである。

都市におけるオープンスペースのひとつに都市公園があり、災害防止、災害時の避難場所・避難経路としての機能が期待されている。これらの機能をもった公園は防災公園とよばれている。

環境配慮指針適合表	コ 電波障害, 日照障害, 風害の防止に配慮する。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	建築物の配置, 高さの検討 その他	個別配慮 事項番号							快

【基本的事項】

建物の配置や構造については, 電波障害, 日照障害, 風害の防止に配慮する。

建築物の配置, 高さの検討

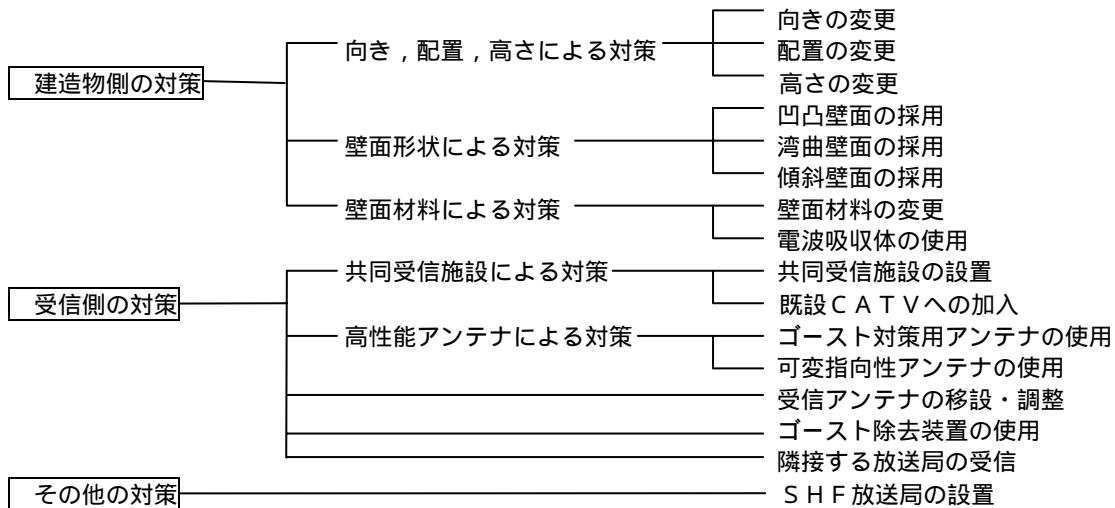
電波障害の防止対策

地上波放送は建築物により電波が遮られた場合, 電波の強さが低下し, テレビの画面はスノーノイズが目立ったり, ゴースト画面が現れる。

衛星放送の場合は電波が弱まることにより映像に白黒の横長のノイズが入ったり, 全く映らない状態になる。

建築物を建てる場合, 事前に影響範囲を想定し, 現状の映像状態を把握して, 建造物側の対策, 受信側の対策, その他の対策の組合せにより障害を解消する。

【電波障害対策】



(出典: 環境アセスメントの技術 社団法人環境情報科学センター編集 1999)

日照障害の防止対策

- ・住宅, 学校, 病院, 幼稚園・保育園, 福祉施設及び指定文化財など特に日照確保を必要とする用途の建物の分布状況を把握する。
- ・建築にあたっては, 施設との距離や施設の高さを考慮して冬至日における影響範囲を予測し, 高さ形状の調整, セットバックの採用, 建物をできるだけ敷地の南側に寄せ, 塔状にする等の対策を行う。

風害の防止対策

- ・風害の対象建築物の規模は「高さ60m以上の建築物又は延べ床面積が3万m²以上の建築物若しくは周辺建築物の平均高さの5~6倍以上の高さの建築物」を目安として, 地域における障害の発生の可能性を検討する。
- ・防風対策として, 敷地内の建物配置, 建物形状の変更, 植栽, フェンス等による遮蔽物の設置, ひさし, アーケード等の設置が考えられる。

(出典: 環境アセスメントの技術 社団法人環境情報科学センター編集 1999)

留意点

日照阻害に係る関係法令

- ・「都市計画法」
- ・「建築基準法」
- ・「広島県建築基準法施行条例」

環境配慮指針適合表	サ 人の健康に配慮した内装材等の使用に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	ホルムアルデヒド等の健康被害を起こす物質を使用している資材使用の回避 その他	環境配慮事例番号							快

【基本的事項】

人の健康に配慮した内装材等の使用に努め、快適な生活空間を確保する。

ホルムアルデヒド等の健康被害を起こす物質を使用している資材使用の回避

建材、内装材には、人の健康へ影響を及ぼす化学物質を含むものがあるので、資材等の調達や使用に当たっては回避に努める。

【化学物質の室内濃度の指針値】

化学物質等の名称	指針値*	主な用途
ホルムアルデヒド	0.08 ppm	・合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤等に用いられるユリア系、メラニン系、フェノール系等の合成樹脂、接着剤 ・一部ののり等の防腐剤
アセトアルデヒド	0.03 ppm	ホルムアルデヒド同様の一部の接着剤、防腐剤等
トルエン	0.07 ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
キシレン	0.20 ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
エチルベンゼン	0.88 ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
スチレン	0.05 ppm	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm	衣類の防虫剤、トイレの芳香剤等
テトラデカン	0.04 ppm	灯油、塗料等の溶剤
クロルピリロス	0.07 ppb (小児0.007ppb)	しろあり駆除剤
フェノブカルブ	3.8 ppb	しろあり駆除剤
ダイアジノン	0.02 ppb	殺虫剤
フタル酸ジ-n-ブチル	0.02 ppm	塗料、接着剤等の可塑剤
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6 ppb	壁紙、床材等の可塑剤

(注)*25 の場合

(備考) は建築基準法の規制対象物質、 ~ は住宅性能表示制度の測定対象物質

(出典：国土交通省ホームページ)

建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）に伴い、シックハウス対策のための次のような規制が導入されている。

1 ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制

内装仕上げの制限

ア 建築材料の区分

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS, JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない 放散速度 5 μg/m ² h以下	F	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	5 μg/m ² h ~ 20 μg/m ² h	F	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	20 μg/m ² h ~ 120 μg/m ² h	F	
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	120 μg/m ² h超 多い	旧E ₂ , Fc ₂ 又は表示なし	使用禁止

(備考) 1 放散速度1 μg/m²hは建材1m²につき1時間当たり1 μgの化学物質が発散されること。

2 建築物の部分に使用して5年経過したものについては、制限なし。

3 規制対象となる建材：木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど）、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など

4 規制対象となる建材は、原則としてJIS, JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となる。

イ 第2種・第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積の制限

$$N_2 S_2 + N_3 S_3 \leq A$$

S_2 : 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 S_3 : 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 A : 居室の床面積

居室の種類	換気回数	N ₂	N ₃
住宅等の居室	0.7回/h以上	1.2	0.20
	0.5回/h以上0.7回/h未満	2.8	0.50
上記以外の居室	0.7回/h以上	0.88	0.15
	0.5回/h以上0.7回/h未満	1.4	0.25
	0.3回/h以上0.5回/h未満	3.0	0.50

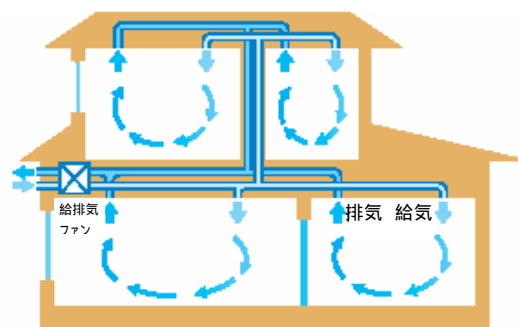
(備考) 住宅等の居室とは、住宅の居室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室、家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売り場をさす。上記以外の居室には、学校、オフィス、病院など他の用途の居室が全て含まれる。

換気設備設置の義務付け

ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられる。

居室の種類	換気の回数
住宅等の居室	0.5回/h以上
上記以外の居室	0.3回/h以上

【24時間換気システムの一例】



天井裏などの制限

機械換気設備を設ける場合には、天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次のア～ウのいずれかの措置が必要となる。

ア 建材による措置	天井裏などに第1種、第2種のホルムアルデヒド発生建築材料を使用しない（F 以上とする）
イ 気密層、通気止めによる措置	気密層又は通気止めを設けて天井裏などと居室とを区画する
ウ 換気設備による措置	換気設備を居室に加えて天井裏なども換気できるものとする

2 クロルピリホスの使用禁止

クロルピリホスは有機リン系のシロアリ駆除剤で、居室を有する建築物には使用が禁止されている。

（出典：国土交通省ホームページ）

健康に害を及ぼさない木材加工品の使用

木材・木材加工品の規格は日本農林規格で定められている。この規格の中でホルムアルデヒドの放散量の基準が定められており、この基準に適合した製品には右図のように日本農林規格マーク（JAS マーク）及び上方にホルムアルデヒド放散量の程度が表示されている。（出典：財団法人日本合板検査会ホームページ）

【木質材料からのホルムアルデヒド放散量の程度の表示】

木質材料	ホルムアルデヒド放散量			
	低	→		高
合板、フローリング、単板積層材、構造用パネル	F	F	F	F
集成材の表示	F	F	F	F S

ホルムアルデヒドの放散量の程度を表示

F



これらの基準の具体的な数値等については下記を参照のこと。

http://www.jp-pic-ew.or.jp/pagenewtopicformrev_1.html

【低ホルムアルデヒド構造用合板の表示例】